生第87192号	化成肥料	苦土有機入り化成肥料エコ088号H	平和肥料株式会社　愛知県蒲郡市浜町47番地
生第87201号	液体微量要素複合肥料	Mag－Max	株式会社ファイトクローム　東京都新宿区市谷本村町2番11号
輸第10438号	副産植物質肥料	アミノユーキ5－7－1	株式会社インターファーム　東京都中央区銀座三丁目11番5号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十五号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十一条（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法（平成十七年十二月二十二日農林水産省告示第千九百七十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日　農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千二百五十六号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日　農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十四条第二項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第十九条の三第二項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の二の2の⑹及び四の1の⑷の規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年間は、生産行程の管理若しくは把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項又は出荷後に有機農産物若しくは有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、内部規程又は格付規程を整備しないことができる。

○農林水産省告示第千二百五十七号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日　農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十四条第二項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第十九条の三第二項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の二の2の⑸及び四の1の⑷の規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年間は、生産行程の管理若しくは把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項又は出荷後に有機加工食品若しくは有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、内部規程又は格付規程を整備しないことができる。

○農林水産省告示第千二百五十八号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国生産行程管理者をいう。）の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日　農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十四条第二項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第十九条の三第二項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の二の2の⑯及び四の1の⑷の規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年間は、生産行程の管理若しくは把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項又は出荷後に有機畜産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、内部規程又は格付規程を整備しないことができる。

○農林水産省告示第千二百五十九号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十三条（同令第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日　農林水産大臣　森山　裕